

# 児童生徒の感染防止対策の徹底について

## ① 健康チェックカードの様式改訂・運用改善 (7/21(火)～)

- ◆ 「健康チェックカード」の様式を改訂【様式は別添】
  - ・ 具体的な検温結果(\*\*.\*°C)を記入(従前は、37.0°C以下かどうかの確認のみ)
  - ・ 自宅休養とする該当症状を明示
- ◆ 「健康チェックカード」の運用を改善
  - ・ 土日等の部活動時の「健康チェックカード」の提出を徹底(生徒)
  - ・ 特に心配な症状がある場合には、管理職や学校への速やかな連絡を徹底  
(教職員・生徒)
  - ・ 休日の部活動指導に際し、管理職公用携帯電話に体温、該当症状の確認結果を連絡(教職員)

## ② 全県立学校、小中学校(市町村)に対する取組の徹底

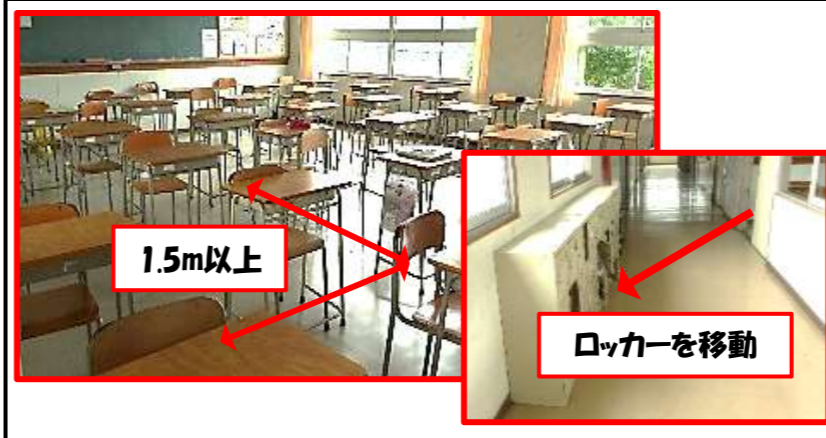
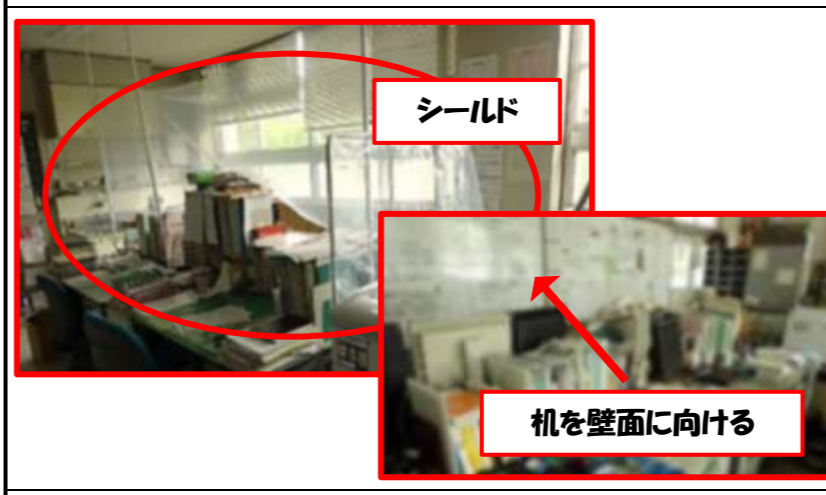
- <主な徹底事項> → 県立学校WEB校長会・WEB市町村教育長会(いずれも7/21(火)実施)
- ◆ 「健康チェックカード【改訂版】」による健康管理の徹底
    - <教職員>
      - ・ 全教職員が、健康管理に対する高い意識をもち、「健康チェックカード【改訂版】」により、該当症状が一つでもある場合は、必ず自宅で休養することを徹底
    - <児童生徒・保護者>
      - ・ 「健康チェックカード【改訂版】」の確実な記入と該当症状が一つでもある場合は、必ず自宅で休養することを徹底
  - ◆ 高熱(目安37.5度前後よりも高い)がある場合、強いだるさや息苦しさを感じる場合、味やにおいを感じない場合、かぜの症状や微熱(普段より高い熱)が続いている場合は、医療機関等に相談することを徹底(教職員・生徒)
  - ◆ 休日においても「健康チェックカード」に体温や該当症状の有無を記録し、特に心配な症状がある場合は、速やかに学校・管理職に連絡(教職員・生徒)
  - ◆ 本人又は同居家族がPCR検査を受検することになった場合は、速やかに学校に報告するとともに、報告を受けた学校は速やかに県教育委員会に報告することを徹底(教職員・生徒)

## ③ 学校実地調査の実施(全県立高校(63校)及び全県立特別支援学校(21校))

- ・ 7/23(木・海の日)から平日及び土日休日の取組を点検・指導
- ・ 7/30(水)までに県立高校59校、県立特別支援学校18校実施済み

- <重点チェック事項>
- ✓ 健康チェックカード【改訂版】の運用状況
  - ✓ 教職員の執務室における3密対策
  - ✓ 教室の換気・座席配置状況

### ※ 具体的取組例

 <p>1.5m以上</p> <p>ロッカーを移動</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生徒同士の間隔を1.5m以上確保</li> <li>・ 教室後方にあったロッカーを廊下に配置し、教室面積を確保</li> </ul>
 <p>シールド</p> <p>机を壁面に向ける</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員室で対面配置の場合は、机との机の間にシールド設置</li> <li>・ 当面の対応策として、職員室の机を壁面に向けて移動</li> </ul>

【その他の対応例等】  
 休日の管理職公用携帯への報告は良好/クラスのゴミ箱を撤去(ゴミはビニール袋に入れて持ち帰る)/教職員の昼食時間をずらす/業務支援員による作業は教員の業務負担軽減に寄与/教員の半数は会議室や図書館で執務/生徒個人の荷物入れ用のカゴを購入・椅子の下に置く/体育館の扉・窓は常時開放するとともに大型扇風機で常時換気 等